1　市税

1　税目　【税務課】

	令和５年度当初		令和４年度当初		令和４年度最終		当初予算比較	
	予算額（千円）	構成比（%）	予算額（千円）	構成比（%）	予算額（千円）	構成比（%）	増減額（千円）	伸率（%）
普通税	96,513,800	90.3	92,512,000	86.5	92,512,000	86.5	4,001,800	4.3
市民税	52,615,700	49.2	50,284,100	46.9	50,284,100	46.9	2,331,600	4.6
（個人）	(47,235,300)	(44.2)	(45,579,400)	(42.5)	(45,579,400)	(42.5)	1,655,900	3.6
（法人）	(5,380,400)	(5.0)	(4,704,700)	(4.4)	(4,704,700)	(4.4)	675,700	14.4
固定資産税	39,397,300	36.9	37,958,300	35.5	37,958,300	35.5	1,439,000	3.8
（純固定資産税）	(39,344,300)	(36.9)	(37,908,300)	(35.5)	(37,908,300)	(35.5)	1,436,000	3.8
（国有資産等所在市交付金・納付金）	(53,000)	(0.0)	(50,000)	(0.0)	(50,000)	(0.0)	3,000	6.0
軽自動車税	732,700	0.7	703,500	0.7	703,500	0.7	29,200	4.2
市たばこ税	3,768,000	3.5	3,566,000	3.3	3,566,000	3.3	202,000	5.7
特別土地保有税	100	0.0	100	0.0	100	0.0	0	0.0
目的税	10,380,500	9.7	10,003,300	9.4	10,003,300	9.4	377,200	3.8
入湯税	3,100	0.0	2,800	0.0	2,800	0.0	300	10.7
事業所税	2,114,100	2.0	2,022,100	1.9	2,022,100	1.9	92,000	4.5
都市計画税	8,263,300	7.7	7,978,400	7.5	7,978,400	7.5	284,900	3.6
合計	106,894,300	100.0	102,515,300	95.9	102,515,300	95.9	4,379,000	4.3

2　令和５年度市税予算の状況　【税務課】

（令和５年４月１日現在）

区分	当初予算（円）	一世帯当たり（円）	一人当たり（円）
市民税	52,615,700,000	176,225	81,408
固定資産税	39,397,300,000	131,953	60,956
軽自動車税	732,700,000	2,454	1,134
市たばこ税	3,768,000,000	12,620	5,830
特別土地保有税	100,000	0	0
入湯税	3,100,000	10	5
事業所税	2,114,100,000	7,081	3,271
都市計画税	8,263,300,000	27,676	12,785
合計	106,894,300,000	358,019	165,389

世帯数：298,572　人口：646,322

3　平成 28 年度以降の市税決算の状況　【税務課】

区分	決算額（円）	一世帯当たり（円）	一人当たり（円）
平成 28 年度市税決算額	98,082,325,854	351,059	155,918
平成 29 年度市税決算額	98,949,956,827	348,376	156,254
平成 30 年度市税決算額	100,167,347,474	347,686	157,314
令和元年度市税決算額	101,737,438,392	347,949	158,792
令和 2 年度市税決算額	102,585,206,549	346,192	159,747
令和 3 年度市税決算額	101,822,188,870	345,380	157,938
令和 4 年度市税決算額	105,489,850,776	353,315	163,216
※令和 5 年度市税当初予算額	106,894,300,000	358,019	165,389

注：世帯、人口（常住）は年度末の属する年の 4 月 1 日現在　　※は令和 5 年 4 月 1 日現在

4　令和 4 年度市税収入状況　【税務課】

区分		最終予算額（円）	調定済額（円）	収入済額（円）	対予算収入率（%）	対調定収入率（%）
普通税		92,512,000,000	97,034,877,682	95,251,263,520	102.96	98.16
	市民税	50,284,100,000	53,298,523,625	51,990,237,944	103.39	97.55
	固定資産税	37,958,300,000	39,070,700,645	38,628,918,639	101.77	98.87
	軽自動車税	703,500,000	740,861,166	707,314,691	100.54	95.47
	市たばこ税	3,566,000,000	3,924,792,246	3,924,792,246	110.06	100.00
	特別土地保有税	100,000	0	0	0	—
目的税		10,003,300,000	10,361,798,960	10,238,587,256	102.35	98.81
	入湯税	2,800,000	3,058,900	3,058,900	109.25	100.00
	事業所税	2,022,100,000	2,167,871,080	2,151,983,380	106.42	99.27
	都市計画税	7,978,400,000	8,190,868,980	8,083,544,976	101.32	98.69
合計		102,515,300,000	107,396,676,642	105,489,850,776	102.90	98.22

5　税率　【市民税課、資産税課】

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

税目			税率		
市民税	個人	均等割	3,500 円		
		所得割	100 分の 6		
	法人市民税	均等割	法人等の区分	市内の従業者数	年税額
			下記以外の法人等		50,000 円
			資本金等の額が 1 千万円以下の法人	50 人以下	50,000 円
				50 人超	120,000 円
			資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人	50 人以下	130,000 円
				50 人超	150,000 円

市民税	法人市民税	均等割	資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人	50 人以下	160,000 円
				50 人超	400,000 円
			資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人	50 人以下	410,000 円
				50 人超	1,750,000 円
			資本金等の額が 50 億円を超える法人	50 人以下	410,000 円
				50 人超	3,000,000 円
		法人税割	資本金等の額が 1 億円を超えるもの……100 分の 8.4 資本金等の額が 1 億円以下のもの……100 分の 6.0		
固定資産税			土地・家屋・償却資産の課税標準額の 100 分の 1.4		
軽自動車税（種別割）			１．原動機付自転車		年税額
			① 総排気量が 50cc 以下のもの又は定格出力が 600W 以下のもの（④に掲げるものを除く）		2,000 円
			② 二輪のもので総排気量が 50cc を超え 90cc 以下のもの又は定格出力が 600W を超え 800W 以下のもの		2,000 円
			③ 二輪のもので総排気量が 90cc を超え 125cc 以下のもの又は定格出力が 800W を超え 1KW 以下のもの		2,400 円
			④ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ輪距が 50cm 以下のもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ輪距 50cm 以下の三輪のものを除く※）で、総排気量が 20cc を超え 50cc 以下のもの又は定格出力が 250W を超え 600W 以下のもの ※令和 5 年 7 月 1 日以降、道路運送車両法の保安基準に規定する特定小型原動機付自転車は除く		3,700 円
			２．軽自動車		
			①二輪のもの（側車付のものを含む）		3,600 円
			②三輪のもの		
			旧税率		3,100 円
			標準税率：平成 27 年 4 月 1 日以降の新規登録の新車		3,900 円
			グリーン化特例（重課）：初度検査年月から 13 年経過した車両		4,600 円
			③四輪以上のもの		
			旧税率		
			乗用のもの　営業用		5,500 円
			自家用		7,200 円
			貨物用のもの　営業用		3,000 円
			自家用		4,000 円
			標準税率：平成 27 年 4 月 1 日以降の新規登録の新車		
			乗用のもの　営業用		6,900 円
			自家用		10,800 円
			貨物用のもの　営業用		3,800 円
			自家用		5,000 円

<table>
<tr><td rowspan="3">軽自動車税
（種別割）</td><td>グリーン化特例（重課）：初度検査年月から 13 年経過した車両
乗用のもの　営業用
自家用
貨物用のもの　営業用
自家用

グリーン化特例（軽課）：令和 4 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日までに新規取得した軽自動車で一定の環境性能を有する対象車
※ただし、25%軽減対象車についての新規取得期間は、令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日まで
<table>
<tr><th></th><th>75%軽減後</th><th>50%軽減後</th><th>25%軽減後</th></tr>
<tr><td>三輪車</td><td>1,000 円</td><td>2,000 円
（営業用乗用車のみ）</td><td>3,000 円
（営業用乗用車のみ）</td></tr>
<tr><td>四輪貨物　営業用</td><td>1,000 円</td><td>※対象外</td><td>※対象外</td></tr>
<tr><td>自家用</td><td>1,300 円</td><td>※対象外</td><td>※対象外</td></tr>
<tr><td>四輪乗用　営業用</td><td>1,800 円</td><td>3,500 円</td><td>5,200 円</td></tr>
<tr><td>自家用</td><td>2,700 円</td><td>※対象外</td><td>※対象外</td></tr>
</table>
※対象外の車両は、上記「③四輪以上のもの」のうち、「標準税率」欄の税率が適用されます。</td><td>8,200 円
12,900 円
4,500 円
6,000 円</td></tr>
<tr><td>３．小型特殊自動車
①農耕作業用
②その他</td><td>2,400 円
5,900 円</td></tr>
<tr><td>４．二輪の小型自動車</td><td>6,000 円</td></tr>
<tr><td>軽自動車税
（環境性能割）</td><td colspan="2">三輪、四輪以上の軽自動車で新車中古車問わず通常の取得価額が 50 万円を超える車両
①適用期間：令和 5 年 4 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日まで
<table>
<tr><th rowspan="2">燃費性能等</th><th colspan="2">税率</th></tr>
<tr><th>自家用</th><th>営業用</th></tr>
<tr><td>電気軽自動車及び天然ガス軽自動車（平成 30 年排出ガス規制適合又は平成 21 年排出ガス規制から NOx10%低減達成車）</td><td rowspan="2">非課税</td><td rowspan="2">非課税</td></tr>
<tr><td>★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 75%達成かつ令和 2 年度燃費基準達成車</td></tr>
<tr><td>★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 60%達成かつ令和 2 年度燃費基準達成車</td><td>1.0%</td><td>0.5%</td></tr>
<tr><td>★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 55%達成車</td><td rowspan="2">2.0%</td><td>1.0%</td></tr>
<tr><td>上記以外の車</td><td>2.0%</td></tr>
</table>
★★★★：平成 30 年排出ガス基準から NOx50%低減達成車又は平成 17 年排出ガス基準から NOx75%低減達成車
②適用期間：令和 6 年 1 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日まで</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><th rowspan="2">燃費性能等</th><th colspan="2">税率</th></tr>
<tr><th>自家用</th><th>営業用</th></tr>
<tr><td>電気軽自動車及び天然ガス軽自動車（平成 30 年排出ガス規制適合又は平成 21 年排出ガス規制から NOx10%減達成車）</td><td rowspan="2">非課税</td><td rowspan="2">非課税</td></tr>
<tr><td>★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 80%達成かつ令和 2 年度燃費基準達成車</td></tr>
<tr><td>★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 70%達成かつ令和 2 年度燃費基準達成車</td><td>1.0%</td><td>0.5%</td></tr>
<tr><td>★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 60%達成かつ令和 2 年度燃費基準達成車</td><td rowspan="2">2.0%</td><td>1.0%</td></tr>
<tr><td>上記以外の車</td><td>2.0%</td></tr>
</table>
★★★★：平成 30 年排出ガス基準から NOx50%低減達成車又は平成 17 年排出ガス基準から NOx75%低減達成車
※軽自動車税（環境性能割）は市税だが、当分の間は県が賦課徴収を行う。
</td></tr>
<tr><td>市たばこ税</td><td>売渡本数 1,000 本につき 6,552 円</td></tr>
<tr><td>特別土地保有税
（平成15年より課税停止）</td><td>１．保有分　土地取得価格の 100 分の 1.4
２．取得分　土地取得価格の 100 分の 3</td></tr>
<tr><td>入湯税</td><td>宿泊した入湯客　1 人 1 泊につき 150 円
日帰りの入湯客　1 人につき 100 円</td></tr>
<tr><td>事業所税</td><td>資産割　　事業所床面積 1 ㎡につき 600 円
従業者割　従業者給与総額の 100 分の 0.25</td></tr>
<tr><td>都市計画税</td><td>土地・家屋の課税標準額の 100 分の 0.3</td></tr>
</table>

6　収納種別実績　【税務課】

市税（市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）及び軽自動車税（種別割））等の収納業務について、コンビニエンスストアやクレジットカードでの取扱いを行っている。平成 31 年 4 月に LINE Pay 請求書支払い、令和 2 年 4 月に Pay-easy（ペイジー）、令和 2 年 12 月に PayPay 請求書払いによる収納を開始した。

○令和４年度実績

税目／種別	市県民税（普通徴収）		固定資産税・都市計画税		軽自動車税（種別割）		合計	
	件数（件）	金額（円）	件数（件）	金額（円）	件数（件）	金額（円）	件数（件）	金額（円）
金融機関・窓口等	20.2%	31.1%	18.8%	39.7%	23.2%	24.0%	19.5%	37.5%
	58,509	4,507,801,889	164,460	18,401,924,500	23,628	157,557,892	246,597	23,067,284,281
口座振替	17.9%	27.6%	38.3%	39.9%	6.0%	5.9%	31.0%	36.6%
	51,859	3,997,502,208	334,102	18,491,091,500	6,083	38,877,500	392,044	22,527,471,208
コンビニ	48.5%	27.3%	33.7%	14.2%	61.9%	61.6%	39.4%	17.8%
	140,658	3,958,194,257	294,263	6,615,717,536	62,940	404,993,140	497,861	10,978,904,933
クレジット	2.5%	2.3%	1.9%	1.2%	1.3%	1.4%	2.0%	1.5%
	7,225	337,866,858	16,512	577,953,900	1,359	9,060,800	25,096	924,881,558
スマホ決済	4.8%	2.9%	3.2%	1.6%	5.1%	4.6%	3.7%	1.9%
	13,990	416,134,434	28,195	729,446,300	5,189	30,294,300	47,374	1,175,875,034
ペイジー	6.1%	8.8%	4.1%	3.4%	2.5%	2.5%	4.4%	4.7%
	17,651	1,281,818,582	35,823	1,567,530,500	2,491	16,394,200	55,965	2,865,743,282
合計	289,892	14,499,318,228	873,355	46,383,664,236	101,690	657,177,832	1,264,937	61,540,160,296

2　納税コールセンター　【債権管理課】

平成 19 年度より「納税コールセンター」を設置し、催告業務に精通した民間企業の電話専門オペレータが業務を行っている。

主に現年度分の新規滞納者に対し、市税等の早期の納付勧奨（「電話催告」、「市税口座振替の勧奨」等）を行うことにより、市民の納税意識と徴収率の向上を図っている。

また、平成 30 年度より納付書の再発行依頼や第一次的な問い合わせを受け付ける業務も開始し、迅速、画一的な接遇が可能になったことに加え、職員が更に滞納整理業務に集中できる体制を整えた。

なお、対象税目及び料金は、市県民税（特別徴収を含む）・法人市民税・固定資産税（償却資産を含む）・都市計画税・軽自動車税・介護保険料・下水道事業受益者負担金となっている。

○稼働時間[架電]

・平日　9:00～17:00

・平日時間外（週 3 回程度）　17:00～20:00

・日曜日（月 2 回程度）　10:00～18:00

○稼働時間[受電]

・平日　9:00～17:00

○納税コールセンターの実績

種別	電話催告	文書発送	受電	合計
平成 30 年度	4,786 件	19,271 件	17,169 件	41,226 件
令和元年度	4,416 件	9,507 件	19,091 件	33,014 件
令和 2 年度	5,267 件	3,746 件	19,987 件	29,000 件
令和 3 年度	7,480 件	1,932 件	20,645 件	30,057 件
令和 4 年度	7,582 件	1,814 件	20,374 件	29,770 件

3　納税貯蓄組合　【税務課】

納税貯蓄組合は市税の完納を目的として、本市に居住する個人および事務所、事業所を有する法人（納税義務者）をもって組織された組合である。

1　納税貯蓄組合の状況（令和 4 年度）

区分	組合数	組合員数	区分	組合数	組合員数
地域	2	85	窓口	0	0
業種	1	95	その他	2	25
職域	0	0	計	5	205

○取扱金額　28,239,867 円

○課税総額に対する納付率　85.35%（納期内納付率）

2　船橋納税貯蓄組合連合会

本会は納税貯蓄組合員を会員とし、組合員相互の連絡を図り、もって組合の発展を助長し、納税思想の普及、納税成績の向上に寄与するために設立されている。

4　船橋市の債権管理　【債権管理課】

1　公金徴収一元化

公平かつ公正な市民負担を確保するため、自力執行権のある市税及び国民健康保険料、介護保険料、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、保育料等の強制徴収公債権の一元徴収並びに滞納処分の執行停止を行っている。

非強制徴収公債権及び私債権についても支払督促、訴訟、強制執行等の法的措置や「船橋市債権管理条例」に基づく債権放棄等の債権管理を一元的に行っている。さらに、納期内納付者との公平性の確保及び納期内納付を促すため、公債権に係る延滞金を徴収し、私債権についても債権ごとに遅延損害金の徴収を行っている。

税務部

○令和４年度市税及び強制徴収公債権徴収実績

（令和５年３月末現在）

区分	移管人数 移管金額	処理状況の内訳 差押	処理状況の内訳 執行停止	徴収金額
市税 （滞納処分のみ）		2,441 件 359,919,528 円	1,329 件 196,084,655 円	
保育料	30 人 8,443,816 円	13 件 571,953 円	2 件 639,700 円	2,096,772 円
国民健康保険料	1,614 人 1,044,163,646 円	1,639 件 119,937,592 円	22 件 24,213,204 円	362,276,086 円
介護保険料	213 人 40,336,286 円	131 件 5,063,436 円	1 件 311,280 円	16,457,901 円
下水道使用料	547 人 54,230,600 円	201 件 5,734,918 円	9 件 734,758 円	17,899,231 円
下水道事業受益者負担金	36 人 740,380 円	5 件 60,840 円	1 件 16,500 円	237,292 円
公金計 （市税除く）	2,440 人 1,147,914,728 円	1,989 件 131,368,739 円	35 件 25,915,442 円	398,967,282 円
合計		491,288,267 円	222,000,097 円	

○令和４年度　船橋市債権管理条例に基づく債権放棄一覧

債権名	債権数	債権額（円）	第 14 条 第１号該当 生活困窮	第２号該当 免責	第３号該当 強制執行等後無資力	第４号該当 徴収停止後	第５号該当 相続人不存在等	第６号該当 私債権時効期間満了
保険給付費返納金	4	593,998	0	2	0	0	2	0
生活保護法第 63 条返還金	14	8,422,225	0	2	0	0	12	0
生活保護法第 78 条徴収金	8	7,728,710	0	2	0	0	6	0
生活保護費過払金返還金	60	4,824,322	2	16	0	0	44	0
母子福祉資金貸付金償還金	2	1,106,614	2	0	0	0	0	0
子ども手当・児童手当返還金	1	72,000	1	0	0	0	0	0
実費徴収金（紙おむつ処分料）	2	4,500	0	2	0	0	0	0
児童育成料	1	16,000	0	1	0	0	0	0
市営霊園管理料	1	35,090	0	0	0	0	1	0
市営霊堂使用料	1	74,280	0	1	0	0	0	0
水洗便所化改造工事資金貸付金償還金	1	36,000	0	0	0	0	1	0
学校給食費	4	87,129	1	1	0	0	1	2
医業収益	55	8,385,297	10	0	0	0	7	40
合計	154	31,386,165	16	27	0	0	74	42

2　訴訟手続等による債権回収に着手

船橋市債権管理条例制定に伴う取組みとして、平成23年10月より非強制徴収公債権及び私債権を名寄せし、消滅時効期間完成までの期間や債権の額、履行状況等を勘案し、これまでの折衝において回収が困難であった債権について、各債権所管課と協議のうえ対象を選定し、一括して支払督促（※）の申立て及び訴えの提起を行っている。平成23年度からの実績として、643債権626件の申立て等を行い、593件の支払督促申立てのうち145件が訴訟に移行した。これらは、訴訟上の和解（分割納付など）や判決により終結し、徴収が開始されている。

また、債務名義を取得した後に全く支払いが無い債権や、分納が不履行となった債権に対して、平成24年度からの実績として、192件の民事執行法に基づく強制執行を申し立てた。

更に、債権の保全が必要であるとして平成25年度においては、1件の仮差押を申し立てた。

これらの取組みにより、これまで690債権が完納され、162,280千円を回収している。

令和5年度においては、引き続き折衝しても全く支払が無い債権等に対して積極的に支払督促や強制執行の申立て等による債権回収に着手していく。

なお、引き続き各債権所管課が適正な債権管理ができるよう助言・指導もしていく。

※支払督促とは、簡易裁判所に申立てをすることにより裁判所が債務者へ支払いを督促する民事訴訟法による手続きの一つ。債務者が異議を申し立てると通常訴訟へ移行し、訴訟上の和解や判決により裁判は終結する。債務者が異議を申し立てない場合は、その支払督促は確定判決と同一の効力を有する。

税務部

○支払督促申立等実績

（令和５年３月末現在）

債権名	支払督促申立・訴訟件数	滞納額	異議申立→訴訟移行	訴訟・支払督促の結果							仮差押申立件数	強制執行申立件数	債権の申出件数	相殺件数	返還件数	完納件数	徴収金額	
				債務名義取得						未確定							元本・費用	延滞金 遅延損害金
				異議なし	判決	和解	認諾	失効	取下げ									
介護報酬返還金（介護保険法に基づく）	1	640,133 円	1	0	1	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	26,726 円	48,137 円
生活保護費返還金	71 (6)	100,511,165 円	32 (1)	30 (4)	26 (1)	9	1	(1)	3	2	-	41 (1)	0	0	13	14	23,145,025 円	2,184,337 円
診療報酬返還金（生活保護法に基づく）	1	7,656,180 円	0	1	0	0	0	0	0	0	-	2	0	0	0	0	32,070 円	54,452 円
介護報酬返還金（生活保護法に基づく）	(1)	172,033 円	(1)	0	(1)	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	26,937 円	21,200 円
し尿収集手数料	30 (1)	746,410 円	1 (1)	15	1 (1)	0	0	10	2	2	-	5	0	0	0	25	607,363 円	6,400 円
退職手当返納金	-	24,511,650 円	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	0	0	13,880,000 円	0 円
児童育成料	66 (2)	5,029,700 円	12 (1)	29 (1)	5	6	0	12	14 (1)	2	-	19 (1)	3	0	0	54	4,819,542 円	709,814 円
市場使用料	7	8,324,863 円	2	2	1	1	0	0	0	3	-	0	0	0	0	2	3,898,659 円	0 円
行政財産目的外使用料	1	4,780 円	0	1	0	0	0	0	0	0	-	2	0	0	0	1	16,525 円	0 円
保険給付費返納金	137 (14)	12,308,938 円	17 (5)	56 (5)	5 (3)	9 (2)	0	46 (1)	18	3 (3)	-	29 (4)	0	0	12	110	7,561,485 円	1,011,200 円
子ども手当・児童手当返還金	10	748,000 円	2	4	2	1	0	1	1	1	-	4	0	0	0	5	520,608 円	60,300 円
児童扶養手当返還金	2	357,540 円	2	0	0	2	0	0	0	0	-	0	0	0	0	1	332,606 円	12,200 円
母子家庭、父子家庭等医療費助成金返還金	2 (1)	54,738 円	1 (1)	0	1	(1)	0	1	0	0	-	1	0	0	0	3	54,738 円	6,800 円
子ども医療費助成金返還金	2	4,054 円	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	4,054 円	1,700 円
配当割等還付金返還金	1	111,718 円	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	111,718 円	54,400 円
埋蔵文化財調査協力金	1	2,700,000 円	1	0	1	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	1	2,700,000 円	301,168 円
奨学金返還金	42	7,726,000 円	16	14	6	9	0	3	11	0	-	6	0	1	0	23	7,277,873 円	2,380,537 円
市営住宅使用料	16	8,065,400 円	4	9	2	3	0	2	0	0	-	7	0	0	0	11	5,788,333 円	1,337,521 円
市営住宅駐車場使用料	1 (3)	203,610 円	(1)	1 (2)	0	(1)	0	0	0	0	-	1 (2)	0	0	0	2	159,229 円	54,304 円
実費徴収金（共益費）	(1)	15,800 円	0	0	0	0	0	(1)	0	0	-	0	0	0	0	1	15,800 円	324 円
修繕費	(1)	54,747 円	0	0	0	0	0	(1)	0	0	-	0	0	0	0	1	54,747 円	2,199 円
弁償金	(2)	1,623,700 円	0	(1)	(1)	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0 円	0 円
小売市場使用料	1	795,000 円	0	1	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	1	795,000 円	0 円

債権名	支払督促申立・訴訟件数	滞納額	異議申立→訴訟移行	訴訟・支払督促の結果							仮差押申立件数	強制執行申立件数	債権の申出件数	相殺件数	返還件数	完納件数	徴収金額	
				債務名義取得						未確定							元本・費用	延滞金 遅延損害金
				異議なし	判決	和解	認諾	失効	取下げ									
心身障害者等住宅整備資金貸付金償還金	4	5,725,000 円	3	1	3	0	0	0	0	0	-	1	2	0	0	1	4,000,024 円	1,602,034 円
水洗便所化改造工事資金貸付金償還金	8	1,400,900 円	1	3	1	0	0	2	2	0	-	3	0	0	0	7	1,362,558 円	346,842 円
国民健康保険出産費資金貸付金返還金	2	710,000 円	2	0	2	0	0	0	0	0	-	5	0	0	0	2	806,419 円	243,376 円
診療報酬返還金(国民健康保険法に基づく)	1	150,000 円	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	150,000 円	34,783 円
船橋市立看護専門学校授業料	1	90,000 円	0	1	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	1	93,630 円	5,810 円
さざんか学園使用料	1	74,180 円	0	1	0	0	0	0	0	0	-	1	0	0	0	1	87,926 円	14,602 円
応急仮設住宅家賃等弁償金	1	288,047 円	0	0	0	0	0	1	0	0	-	0	0	0	0	1	291,477 円	29,362 円
雑収益	(6)	5,921,509 円	0	(2)	(1)	0	0	0	0	(3)	-	0	0	0	0	1	1,776,850 円	1,082,140 円
市営霊園管理料	31	1,592,430 円	4	17	4	2	0	4	4	0	-	5	2	0	1	17	979,246 円	273,516 円
市営霊堂使用料	26 (2)	1,526,570 円	4 (1)	14	3 (1)	2	0	4 (1)	3	0	-	2	1	0	0	15	752,831 円	165,401 円
保管自転車等売却代金	1	424,445 円	0	1	0	0	0	0	0	0	-	2	0	0	1	0	0 円	0 円
売却代金に係る違約金	(1)	120,800 円	0	(1)	0	0	0	0	0	0	-	(2)	0	0	1	0	0 円	0 円
実費徴収金（電気代等）	(2)	74,824 円	(1)	(1)	(1)	0	0	0	0	0	-	(2)	0	0	0	1	3,318 円	1,138 円
差押債権	14	20,294,075 円	1	2	3	3	0	1	5	0	-	1	0	0	0	13	20,335,121 円	728,096 円
入札保証金に代わる違約金	1	1,004,157 円	0	0	0	0	0	1	0	0	-	0	0	0	0	1	1,004,157 円	15,397 円
医業収益	2	3,948,709 円	1	1	1	0	0	0	0	0	-	2	0	0	0	1	896,196 円	1,003,943 円
学校給食費	133 (26)	9,971,583 円	35 (6)	74 (12)	16 (2)	12 (4)	0	20 (2)	10 (6)	5 (1)	-	43 (7)	2	0	3	89	6,947,781 円	825,232 円
母子福祉資金貸付金償還金	4 (2)	6,936,122 円	2 (1)	3 (1)	1 (1)	0	0	0	0	0	-	1 (1)	0	0	0	2	3,867,217 円	999,501 円
母子福祉資金貸付金償還金確定違約金	2	523,800 円	0	2	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	1	536,152 円	0 円
家庭的保育事業運営費補助金返還金	1	250,000 円	1	0	0	1	0	0	0	0	-	1	0	0	0	1	259,188 円	27,805 円

税務部

債権名	支払督促申立・訴訟件数	滞納額	異議申立→訴訟移行	訴訟・支払督促の結果							仮差押申立件数	強制執行申立件数	債権の申出件数	相殺件数	返還件数	完納件数	徴収金額	
				債務名義取得						未確定							元本・費用	延滞金 遅延損害金
				異議なし	判決	和解	認諾	失効	取下げ									
税務大学校グラウンド使用料	1	23,256 円	0	1	0	0	0	0	0	0	-	1	0	0	0	1	35,275 円	4,421 円
ひとり親世帯臨時特別給付金返還金	(1)	80,000 円	(1)	0	0	(1)	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0 円	5,194 円
債権管理課支援債権(※)	-	65,583,183 円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	101	9	25	258	26,412,076 円	1,132,530 円
合計	626 件	310,929,268 円	145 件	285 件	85 件	60 件	1 件	111 件	73 件	18 件	1 件	192 件	127 件	10 件	63 件	690 件	162,280,534 円	

※（　）内の数字は、他債権と併せて支払督促申立て等をした債権数。

※債権管理課支援とは、債権管理課において、法的手続きを経ずに債権回収を行った債権、既に債権所管課において債務名義を取得していた債権の強制執行及び債権の届出等をいう。